

法人村民税額 = 法人税割 + 均等割

◇ 法人税割

法人税額（国税）（※）の 6.0%（令和元年10月1日以降に開始した事業年度分）

法人税額（国税）（※）の 9.7%（令和元年9月30日以前に開始した事業年度分）

法人税額（国税）（※）の 12.3%（平成26年9月30日以前に開始した事業年度分）

※ 法人税申告が連結法人の場合には、「法人税額」は「個別帰属法人税額」

◇ 均等割

法人区分	資本金等の金額による区分	村内従業者数	年 額
1号	1 千 万 円 以 下	50人以下	50,000円
2号		50人超え	120,000円
3号	1 千 万 を 超 え 1 億 円 以 下	50人以下	130,000円
4号		50人超え	150,000円
5号	1 億 円 を 超 え 10 億 円 以 下	50人以下	160,000円
6号		50人超え	400,000円
7号	10 億 円 を 超 え る も の	50人以下	410,000円
8号	10 億 円 を 超 え 50 億 円 以 下	50人超え	1,750,000円
9号	50 億 円 を 超 え る も の	50人超え	3,000,000円

「法人区分」判定については、下記の1もしくは2のいずれか大きい金額で均等割の金額を判定してください（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から）。

1 「資本金等の額」 + 「無償増資額(※)」 - 「無償減資等による欠損填補額」

2 「資本金」 + 「資本準備金」

ただし、「資本金等の額」から控除することができる無償減資は以下のとおり。

・平成13年4月1日～平成18年4月30日に行った無償減資：減資による欠損のてん補を行った場合及び資本準備金の減少による資本の欠損のてん補を行った場合のてん補に充てた金額を控除

・平成18年5月1日以後に行った無償減資：剰余金による損失填補を行った場合、損失填補に充てた金額を控除します。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから1年以内に損失填補に充てた金額

※ 無償増資額：利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算します。

納税義務者

納税義務のある法人	法人税割	均等割額
村内に事務所や事業所などがある法人	○	○
村内に寮・保養所などのみがある法人	—	○
公益法人などで、収益事業を行う場合	○	○
公益法人などで、収益事業を行わない場合	—	○

非課税法人

- ◇ 課税されない法人
都道府県、市町村・特別区、地方団体の組合、日本育英会等の公共法人
- ◇ 収益事業を行う場合に限り課税される法人
日本赤十字社、宗教法人、学校法人、社会福祉法人等の公益法人等

申告納付期限

- ◇ 確定申告
事業年度終了の日の翌日から原則として 2 か月以内
- ◇ 中間申告（予定申告・仮決算による中間申告）
事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内

申告・納付

- ◇ 確定申告：均等割と法人税割の合計額（ただし、中間申告で納付した税額がある場合には、その金額を差し引きます）。
- ◇ 中間申告：新事業年度開始から6月を超える際には、次の「○」のいずれかの方法により申告が必要です。
 - 予定申告：均等割（年額）の1/2と、前事業年度の法人税割の1/2の合計
 - 仮決算による中間申告：均等割（年額）の1/2と、法人税の中間仮決算による中間申告の法人税額を課税標準として計算した法人税割の合計
 - みなす申告：中間申告をすべき法人が、期限までに上のいずれの申告書の提出もしなかった場合、予定申告があったものとみなされ、予定申告によって納めるべき税額の納付が必要です。

納付の減免

次の法人は、申請することにより、法人村民税の均等割の減免を受けられる場合があります（収益事業を行う法人は対象になりません）。

【対象となる法人】

公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの

減免を受けようとする場合には、「均等割申告書」と「減免申請書」に、減免を受けようとする事由を証明する書類（定款、収支報告書など）を添付して、申告納付期限（4月30日）までに提出する必要があります（→審査→免除決定）。